

## 災害時における応急対策業務に関する協定書（非協会員用）

静岡市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、市内において生じた地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、海岸、急傾斜地崩壊防止施設、漁港、上水道施設、下水道施設等の施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、静岡市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会の混乱を防止し、市民の救出活動及び救護活動並びに災害復旧活動の円滑な実施に資するため、甲が乙の協力を得て公共施設の被害状況の調査及び応急危険度判定並びに道路の啓開（以下これらを「応急対策活動」という。）を行うとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による公共施設の災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）を行うことにより、公共施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

### （対象となる災害）

第2条 この協定は、市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、甲が応急対策活動及び応急復旧工事を行う必要があると認めるときを対象とする。

### （災害応急対策協力者）

第3条 乙は、災害時における出動態勢として編成することのできる人員及び建設資機材等の数量を資機材・編成人員報告書（様式第1号）により取りまとめ、甲に提出するものとする。

2 乙は、毎年9月1日に、資機材・編成人員報告書を甲に提出するものとする。

3 乙は、資機材・編成人員報告書の内容に変更が生じたとき、又は甲が特に求めたときは、これを臨時に提出するものとする。

4 甲及び乙は、情報連絡網を作成し、関係者に周知するものとする。

### （災害対策区域及び情報収集区域）

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要があると認める場合は、市域のうち応急対策活動及び応急復旧工事の対象となる地域を災害対策区域として指定する。

2 甲は、前項の規定により災害対策区域を指定した場合において、必要があると認めるときは、乙を、甲が指定する災害対策区域において応急対策活動及び応急復旧工事に当たる者（以下「災害対策区域担当者」という。）として指定することができる。

3 甲は、前項の規定により乙を災害対策区域担当者として指定した場合において、必要があると認めるときは、乙に係る災害対策区域のうちから、乙が応急対策活動に当たる区域を情報収集区域として定め、乙を当該情報収集区域に係る担当者（以下「情報収集区域担当者」という。）として指定することができる。

（出動態勢の整備）

第5条 大雨、洪水、津波又は暴風に係る警報が発令され、東海地震予知情報が発表され、又は震度5強以上の地震が発生した場合は、乙は、出動態勢を整備するものとする。

（被災状況の報告）

第6条 乙は、第4条第3項の規定により情報収集区域担当者として指定された場合において、この協定の対象となる災害が発生したときは、速やかにその責任において応急対策活動を実施し、その結果を被害状況報告書（様式第3号）により甲に報告するものとする。

2 前項の場合において、公共施設の応急危険度判定を行ったときは、乙は、その結果を甲に報告するものとする。

（応急復旧工事の実施）

第7条 甲は、第4条第2項の規定により乙を災害対策区域担当者として指定した場合において、乙の協力を得て応急復旧工事を実施する必要があると認めるときは、乙を応急復旧工事に当たる者（以下「施工者」という。）として指定することができる。

2 甲は、前項の規定により乙を施工者として指定したときは、出動要請書（様式第4号）により応急復旧工事の実施を要請するものとし、乙は、要請を応諾するときは、応諾書（様式第4号）により通知する。この場合において、出動要請書及び応諾書は2通を作成し、これを甲及び乙において1通ずつ保管するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は、電話等の通信手段により応急復旧工事の実施を要請することができる。この場合においては、事後遅滞なく前項の例により出動要請書を作成するものとする。

4 甲は、第2項の規定による要請に当たっては、応急復旧工事が当該公共施設の機能の確保及び回復のため必要最小限のものとなるよう必要な指示を行う。

5 乙は、第2項の規定による要請があったときは、甲の指示するところにより、速やかに応急復旧工事を実施するものとする。

6 乙は、応急復旧工事の実施に当たっては、第三者に損害を与えることのないよう、特段の注意を払わなければならない。

7 乙は、応急復旧工事に従事する者について、労働者災害補償保険法に基づく労働災害補償

に係る必要な手続をとるものとする。

8 乙は、応急復旧工事の実施に当たっては、工事内容の判定に必要な写真等の資料を整備し、進捗状況を適宜甲に報告する等、甲が工事内容を正確に把握するため必要な措置を講じなければならない。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又は乙にこの協定に基づく応急対策活動の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、この協定を解除することができる。

(定めのない事項の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

甲 静岡市長 田辺信宏

乙

# 記 載 例

## 災害時における応急対策業務に関する協定書（非協会員用）

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社建設（以下「乙」という。）とは、市内において生じた地震、（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、海岸、急傾斜地、（以下「公共施設」という。）に被害が生じた場合における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

事業所名は正式名称で

（目的）

第1条 この協定は、静岡市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会の混乱を防止し、市民の救出活動及び救護活動並びに災害復旧活動の円滑な実施に資するため、甲が乙の協力を得て公共施設の被害状況の調査及び応急危険度判定並びに道路の啓開（以下これらを「応急対策活動」という。）を行うとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による公共施設の災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）を行うことにより、公共施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定は、市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、甲が応急対策活動及び応急復旧工事を行う必要があると認めるときを対象とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、災害時における出動態勢として編成することのできる人員及び建設資機材等の数量を資機材・編成人員報告書（様式第1号）により取りまとめ、甲に提出するものとする。

2 乙は、毎年9月1日に、資機材・編成人員報告書を甲に提出するものとする。

3 乙は、資機材・編成人員報告書の内容に変更を生じたとき、又は甲が特に求めたときは、これを臨時に提出するものとする。

4 甲及び乙は、情報連絡網を作成し、関係者に周知するものとする。

（災害対策区域及び情報収集区域）

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要があると認める場合は、市域のうち応急対策活動及び応急復旧工事の対象となる地域を災害対策区域として指定する。

2 甲は、前項の規定により災害対策区域を指定した場合において、必要があると認めるときは、乙を、甲が指定する災害対策区域において応急対策活動及び応急復旧工事に当たる者（以下「災害対策区域担当者」という。）として指定することができる。

3 甲は、前項の規定により乙を災害対策区域担当者として指定した場合において、必要があると認めるときは、乙に係る災害対策区域のうちから、乙が応急対策活動に当たる区域を情報収集区域として定め、乙を当該情報収集区域に係る担当者（以下「情報収集区域担当者」という。）として指定することができる。

（出動態勢の整備）

第5条 大雨、洪水、津波又は暴風に係る警報が発令され、東海地震予知情報が発表され、又は震度5強以上の地震が発生した場合は、乙は、出動態勢を整備するものとする。

（被災状況の報告）

第6条 乙は、第4条第3項の規定により情報収集区域担当者として指定された場合において、この協定の対象となる災害が発生したときは、速やかにその責任において応急対策活動を実施し、その結果を被害状況報告書（様式第3号）により甲に報告するものとする。

2 前項の場合において、公共施設の応急危険度判定を行ったときは、乙は、その結果を甲に報告するものとする。

（応急復旧工事の実施）

第7条 甲は、第4条第2項の規定により乙を災害対策区域担当者として指定した場合において、乙の協力を得て応急復旧工事を実施する必要があると認めるときは、乙を応急復旧工事に当たる者（以下「施工者」という。）として指定することができる。

2 甲は、前項の規定により乙を施工者として指定したときは、出動要請書（様式第4号）により応急復旧工事の実施を要請するものとし、乙は、要請を応諾するときは、応諾書（様式第4号）により通知する。この場合において、出動要請書及び応諾書は2通を作成し、これを甲及び乙において1通ずつ保管するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は、電話等の通信手段により応急復旧工事の実施を要請することができる。この場合においては、事後遅滞なく前項の例により出動要請書を作成するものとする。

4 甲は、第2項の規定による要請に当たっては、応急復旧工事が当該公共施設の機能の確保及び回復のため必要最小限のものとなるよう必要な指示を行う。

5 乙は、第2項の規定による要請があったときは、甲の指示するところにより、速やかに応急復旧工事を実施するものとする。

6 乙は、応急復旧工事の実施に当たっては、第三者に損害を与えることのないよう、特段の注意を払わなければならない。

7 乙は、応急復旧工事に従事する者について、労働者災害補償保険法に基づく労働災害補償

に係る必要な手続をとるものとする。

8 乙は、応急復旧工事の実施に当たっては、工事内容の判定に必要な写真等の資料を整備し、進捗状況を適宜甲に報告する等、甲が工事内容を正確に把握するため必要な措置を講じなければならない。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又は乙にこの協定に基づく応急対策活動の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、この協定を解除することができる。

(定めのない事項の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

